平成 年 月 日	法 人 番 号 申告年月日
	年 月 日
	殿
所 在 地 (本課金收替)	事業種目
の場合は本店 (所在地と解説) (電話	兆 +億 百万 千 円
(ふりがな)	又は出資金の額
法人名	前期末現在の資本金の額及び
(3.1) 16/2) (3.1) 16/2)	田利木現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額
代表者 経理責任者	前期末現在の
氏名印	資本金等の額
事業年度分又は 道	府県民税 ※ [: : : : : : : : : : : : : : : : : :
平成 年 月 日から平成 年 月 日までの事業年度分又はの 当事業年度分の 地	業 税 の予定申告書
事業税	道府県民税
前事業年度の事業税額(④の金額) ⑧ ** + ** 高万 千 0	円 の 前事業年度又は前連結事業 の 前事業年度又は前連結事業 の
所得割額(②× 6 0 0 0	の 年度の法人税割額 (1)
前事未十及の月数 /	
打 川 10 割 額 () 前事業年度の月数 20 1 1 1 1 1 1 1 1 1	0 子 定 申 告 税 額 (①× 6 (①× 6 (② 2 (② 2 (② 2 (② 2 (② 2 (② 2 (② 2 (③ 2 (③
資 本 割 額 (坐×前事業年度の月数) ② 0	0 (1)×前事業年度又は 前連結事業年度の月数 00
収 入 割 額 (45× 6 m m m m m m m m m m m m m m m m m m	0 この申告が修正申告である場合は
	□ 既に納付の確定した当期分の法○ 人税制額○ ○ ○ ○
策 抽去注入胜别新维(图义 6) 00	0 この申告により納付
	すべき法人税割額 ④
7 /2 1 /2 18 (0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 2 - 3
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した 当期分の事業税額及び地方法人特別税額	□□均□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
この申告により納付すべき事業税額及び地方法人特別税額 ②3 一②6 ②7 0	算 定 期 間 甲 に お い で
前事業年度の事業税額・地方法人特別税額の明細	割
() () () () () () () () () ()	$-\parallel_{det}$ $\mathbb{H} \times \frac{\otimes}{12} 6 \cdot \cdot \cdot \cdot \cdot$
摘 要 課 税 標 準 (2022) 税 額	_
事 所 所 得 金 額 総 額 図	□ この申告により納付 □ □ □ すべき道府県民税額 ⑦ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
	9
業	前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細
	円 (特別控除取戻税額等又は個別 兆 + + 位 百万 千 円
党	- 帰属特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別
資資本金等の額総額②	帰属法人税額
事 資本金等の額 ③ ** * * * * * * * * * * * * * * * * *	法人税割額⑨
収収入金額総額 39	道府県民税の特定 寄附金税額控除額
N	円 外国の法人税等 🕠
	上 の 銀 の 控 除 観 ー
合計事業税額29+31+33+35 66	八 税割額の控除額 リー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
平成27年改正法附則第8条又は平成28年改正法附則第5条の控除額 ③	利子割額の控除額 ③
事業税の特定寄附金税額控除額 😵	租税条約の実施に係る 法人税割額の控除額 ⑭
仮装経理に基づく事業税額の控除額 ③	納付すべき法人税割額 (9-00-01)-02-03-04 (15)
租税条約の実施に係る事業税額の控除額 ⑩	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	学习汗 経如何
納付すべき事業税額 第一第一第一	15-16 W
	法第15条の4の徴収猶予 を受けようとする税額 ②
内訳 資本割 倒 収入割 ⑤	この申告の期間 平成 年 月 日から
h	平成 年 月 日まで
大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	前事業年度又は前連結事業 平成 年 月 日から 年度の期間 平成 年 月 日まで
世方法人特別税額 (物) 00 00 収入 割に係る (の) 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00	
明 人 割 に 係 る 1 1 0 0 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	└ ┃備┃
6 計 地 方 法 人 特 別 税 額 (⑩+⑪) ⑱	└ 考
仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額 ⑭	
租税条約の実施に係る地方法人特別税額の控除額 😡	関 与 税 理 士
納付すべき地方法人特別税額 ⑱—⑲—⑩	── 異 名 押 印
州コリナトで地方伝入村別が銀 慢一慢一切 し	(電話)

道府県たばこ税 特例期限適用申請書 市町村たばこ税

/																
	受付印	平成	F.	月	目	%	· L 理	E								
	ή	総務大	臣	殿	:	事	ij	Ĩ								
申	住所ご	又は所有	E 地						(電記	番号)
請者	氏 名	又 は 名	称											(印	
11	法・ノ	番	号							<u> </u>	<u> </u>	ļ		!		!
下記の																
政令第	政令第39条の11第1号イの製造たばこの本数の合計数 本 か会第39条の11第1号ロの東町村及び特別区の各目に															
		20,00	0本>	(1)												本
	4条の109 173条 第	の規定	主によ	る取		と受け るとき										
地方税	の滞納処分	分を受けたこ。	との有	無	(有・	・無)										
				((ある)	ときは	洪	より カルマ	公 の2	年.日	н)					
22条の: 告処分 (あると	28第1項の を除く。) を	は令の規定に 対定により通 ・受けたことの びその刑の確	通告処 有無	金以 分(和・)	、上の 斗料に 無)	刑にタニ相当	処せ する	うれ、 金額	又に	は法第 る通						
備	考															

*	用指	日使	有者	日府	章:	使用	神工	所有		ф)義務和	· 裝 们	田田)	納税		T	4 鉄番号=両番号)	∯r H)	
ロ 8 <u>蓋</u>	氏 又 名名 体 体	住 所又は 所在地	氏 又は 称	年 以 以 は お は お は も は ま と は は は は は は は は は は も も も も も も も も も	(1,4(C) 化 化 人 人 人 本 本 移	年 所 又に 所在地	5 氏文名和 1 名	住所以は別様を	電離語号	生年月日	氏又名名は称	+,4fic)	伯书	又は所	生所一	T			
※この棚には記入しないこと。	<u> </u>	(cr -1)	<u>M</u>	<u>ur -11</u>	3 10	ter Ti	3. 11	(er -7)		年 [1.明治 2.大正] 号 [3.昭和 4.平成]	A D			(ビル、アパート、マンショ				運輸支局等	申 1. 新規登録(新車) 2. 告 4. 転入 5. 区 7. 変更(使用者・住所・氏名分) 8. その他(
										# 				ン及び棟室番号を左詰で記入)		(石語で記人)		車種区分 かな 番	 新規登録(中占車) 3.移転登録 転出 6. 抹消登録 氏名・定置場・番号・構造・用途・軽自動車の所有者)
	税	シー ソ 5	推 #	}	李 应 問 下 め・ 炮	作	税額	中 専 の方法	(左詰で記入) 価 額 付け	I By	印現実			3. 三輪 4. 軽 乗 1	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	でを記入)	神怪事心 物 線 線 中	号	取 1. 元買 2. 得 3. 贈与 原 4. 所有権留保軽除 5. その他(
	額の合計	(2) ************************************	月/12 	年 税 額	中古車特例 燃費 変 記載要領13 km/l A T	記載要領12		蒲 贈 ்	付加物	車両本体	現実の取得価額	Cm	人(人) kg (機の型式 長さ	A 2. 自家用 車定員 最大積	般乗合用) 07 バス(その他(営・自区分 1 営業用 1 1 営業用 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	02. トラック(貨物) 03.		運輸支局等 車種区分	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
],)電気・大然のA.PHA.CD無用車 新規登錄後11年超	2年度热費基準+30%達成		 変速装置 構造 バリアフリー、ASV AT MT B1 ・ 記載要領15 B2 否 を参照 				(価額)	, 0 0 0		cm	(kg) 高さ	世里車回車車)) 08.	トラック(貨客兼用車) 04.トラック(けん引車)		かな 番号	課税 2. 非課税 3. 課稅兄隊 自 動 減免 (障害者・その他)
	3		<u>]</u>	∄	権 地 に 機 部 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	報告義務 1.当該申告9名	申以関 住 所 年外わ 所在地	、	1. 宮業用	車 核有効期限 平成 年 月 日	円 生たる定置場 ※()内は旧主た	Cm kw	kg kg kg ロータ kg ロータ	車面総重軍	田途自動車() 10. 車 名 (通 称 名)	/引車) 05. トラック(被けん引車)	4. 平炭	登録(取得・変更・廃車等)年月日	 制 目動車収得税・目動車税甲台書
								形態 形態 3. 商品車 4.リース車	の 用 途 `	商品車である場合の古物商許可番号	主たる定置場所在の市町村名を記入	1. ガソリン 2. 軽油 3. その他()	ター数 燃料の種類	台番号 類別区分番号	その他()		年 3.88和 年 月	初度登録年月(初度検査年月)	单祝甲缶書(報缶書) 知 事 殿 。 平成 年 月 日

第16号の9様式記載要領

- この申告書は、法第122条の規定により自動車取得税の納付に関し申告等を行う場合、また、法第152条第1項の規定により自動車税の賦課徴収に関し申告又は報告を行う場合に使用すること
- 「申告区分」及び「取得原因」の各欄には、該当する項目の番号を右の枠内に記入すること。また、「申告区分」の欄で「7.変更」に該当する場合には、番号を記入するほか、()内の該当項目を○で囲むこと
- 「課税区分」の欄には、該当する項目の番号を「自動車取得税」及び「自動車税」の各枠内に記入すること。また、移転登録による自動車税の課税対象外、本人持ち込みにより他の都道府県から転入する場合の自動車取得税の課税対象外等、1から6までの項目に該当しない場合には、「7.その他」を選択し() 内にその詳細を
- 「登録(取得・変更・廃車等)年月日」、「初度登録年月(初度検査年月)」及び「生年月日」の各欄のうち年号の部分には、該当する項目の番号を枠内に記入すること
- 「種別」、「営・自区分」、「燃料の種類」、「所有形態」及び「グリーン化特例」の各欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること
- 「用途」の欄で「07、バス(その他)」又は「09、特種用途自動車」に該当する場合及び「燃料の種類」又は「所有形態」の各欄で「その他」に該当する場合は、()内にその詳細を記入すること
- 「榊税(申告・報告)義務者」の棚の「住所又は所在地」には、上段に都道所県、市町村名、番地までを記入すること。また、榊段義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、下段の枠内に、ビル等の名称のほかに棟号数、雀番号又は○○様方のように、郵送物が確実に届くように記入すること 「氏名又は名称」の欄の右端の「印」位置に、必ず押印すること。
- 「乗車定員」及び「最大商載量」の各欄には、貨客兼用車等であるため乗車定員及び最大額載量がそれぞれ複数ある場合、()内にはいずれか大きい方の乗車定員とこれに係る最大額載量を記入すること
- |車体の形状」の欄には、自動車検査証の|車体の形状」の欄に記載された形状を記入すること。 「幅」及び「高さ」の各欄には、特種用途自動車の場合のみ記入すること。
- 「取得前の用途」の欄には、他から自動車の譲渡を受けた場合等、今回の申告以前も当該自動車が所有されていた場合にはその用途について該当する項目の番号を枠内に記入し、併せて初度登録年月(初度検査年月)からの経過年数を記入すること。また、「3.その他」に該当する場合には、()内にその詳細を記入すること。
- 「エコカー減税」の欄には、次のうち、談当する項目の番号又は記号を仲内に記入すること。(バリアフリー、ASV特例にも談当する場合は、「エコカー減税」又は「バリアフリー、ASV特例」のうち、適用を受けようとする一方にのみ記入すること。)

「★★★★」は平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減造成車のことを、「★★★」は平成30年排出ガス基準25%低減又は平成17年排出ガス基準50%低減造成車のことをいう。

1(段龍井)(執力≫01駅11 2.片田井力164) △ (車幅日の上江4.8)(今聚駅11 2.片田井分08)車幅日 2.片粉土・車幅日号掛(小)	5(段乗事)(校要報】と本田華出では「本受験報】と本田華中の大一になって、今のでは、「は、大し、大し、大し、大し、大い、大いの大い、「大い、大いの大い、「大い、大いの大い、「大い、大いの大い、大田華中の大い、「大い、大いの大い、大田華中の大い、大いの大い、「大い、大いの大い、「大い、大いの大い、「大い、大いの大い、「大い、大いの大い、「大い、大いの大い、「大い、大いの大い、「大い、大いの大い、「大い、大いの大い、「大い、大いの大い、「大い、大い、大いの大い、「大い、大い、大いの大い、「大い、大い、大い、大い、大い、大い、大い、大い、大い、大い、大い、大い、大い、大
(に) ★★★★かつ32年度燃費基準+40%達成ガソリン車(県用車)(非票税)	(ほ) ★★★★かつ32年度機費基準+30%達成ガソリン車(乗用車)(20/100税率)5 (~)★★★★かつ32年度機費基準+20%達成ガソリン車(乗用車)(40/100税率)
(と)★★★★かつ32年度懸費基準+10%達成ガソリン卓(乗用車)(60/100税率)7 (ち)★★★★かつ32年度懸費基準達成ガソリン卓(乗用車)	(ち)★★★★かつ32年度燃費基準達成ガソリン草(乗用車)(80/100税率)8 (り)★★★★かつ32年度燃費基準+4%達成LPG車(乗用車)(非課税)
(&) ★★★★かつ32年度燃費基準+30%達成LPG車(乗用車)(20/100税率)	(2) ★★★★かつ32年度燃費基準+30%達成LPG車(乗用車)(20/100税率)
(お) ★★★★かつ32年度機費基準当成しPG車(乗用車)(80/100원率)	(か) ★★★☆つ27年度燃費基準+25%達成ガソリン車(2.5t以下パス・トラック)(非課稅)
(よ) ★★★★かつ27年度燃費基準+20%達成ガソリン車(2.5t以下バス・トラック)(20/100税率)	(た) ★★★☆つ27年度燃費基準+15%造成ガソリン卓(2.5t以下バス・トラック)(40/100税率)
(れ)★★★★かつ27年度燃費基準+1%造車成ガソリン車(2.5よ以下バス・トラック)(60/100税率)・N (そ)★★★★かつ27年度燃費基準+5%造成ガソリン車	(そ) ★★★★かつ27年度燃費基準+5%達成ガソリン車(2.51以下バス・トラック)(80/100税率)
(つ) ★★★★かつ27年度燃費基準+15%達成ガソリン車(2.5t超3.5t以下パス・トラック)(非課税)・R	(ね) ★★★☆>27年度懸費基準+10%達成ガソリン車(2.54超3.5以下バス・トラック)(25/100税率)
(な) ★★★★かつ27年度燃費基準+5%達成ガソリン車(2.5t超3.5t以下パス・トラック)(50/100税率)U	(な) ★★★★かつ27年度燃費基準+5%達成ガソリン車(2.5世23.5以下バス・トラック)(50/100税率)・1」(ら)★★★★かつ27年度燃費基準達成ガソリン車(2.5世23.5以下バス・トラック)(75/100税率)
(む) ★★★かつ27年度燃費基準+15%達成ガソリン車(2.5に超3.5以下バス・トラック)(25/100税率)	(う) ★★★かつ27年度燃費基準+10%達成ガソリン車(2.51超3.51以下バス・トラック)(50/100概率)
(あ)★★★かつ27年度燃費基準+5%達成ガソリン車(2.5 t超3.5 t以下バス・トラック)(75/100税率)	(あ) ★★★かつ27年度燃費基準+5%達成ガソリン車(2.51超3.51以下バス・トラック)(75/100税率)
(お) 30年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10%低減かつ27年度燃費基準+10%達成ディーゼル車 (2.5±超3.5±以下バス・トラッ	(お) 30年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10%低減かつ27年度燃費基準+10%達成ディーゼル車(2.5±超3.5±以下バス・トラック)(25/100税率)力(く)30年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10%低減かつ27年度燃費基準+5%達成ディーゼル車(2.5±超3.5±以下バス・トラック)(50/100税率)・3
(や) 30年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10%低減かつ27年度燃費基準達成ディーゼル車(2.5t超3.5t以下パス・トラック)(75/100税率)	5/10税率)
(け) 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費基準+10%達成ディーゼル車(2.5t超3.5t以下バス・トラック)(50/100税率)	(け) 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費基準+10%達成ディーゼル車(2.5±超3.5以下バス・トラック)(50/100税率)
(こ)28年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10%低減かつ27年度燃費基準+15%達成ディーゼル車(3.5t超バス・トラック)(排	(こ)28年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10%低減かつ27年度燃費基準+15%達成ディーゼル車(3.51超バス・トラック)(非課税) (え)28年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準的の低減かつ27年度燃費基準+10%達成ディーゼル車(3.51超バス・トラック)(25/100税率)
(で)28年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10%低減かつ27年度燃費基準+5%達成ディーゼル車(3.5t超バス・トラック)(50	(で)28年掛出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10%低減かつ27年度機費基準 + 5%達成ディーゼル車(3.51超バス・トラック)(50/100段率) (あ)28年掛出ガス基準適合又は21年排出ガス基準の公正度機費基準達成ディーゼル車(3.51超バス・トラック)(75/00段率)
3 「中古車特例」の欄には、特例の適用を受けようとするか否かについて、該当する項目を○で囲むこと。特例の適用を受けようとする場	「中古車特例」の欄には、特例の適用を受けようとするか否かについて、該当する項目を○で囲むこと。特例の適用を受けようとする場合は、上記12(い)~(あ)、(こ)~(あ)のうち、該当する項目の番号又は記号を枠内に記入すること。(ただし、「非課税」は「45万円控除」に、「20/100税率」又は「25/10税税率」は「3
万円控除」に、「40/100税率」又は「50/100税率」は「25万円控除」に、「60/100税率」又は「75/100税率」は「15万円控除」に、「80/100税率」は「5万円控除」に読み替える。また、(こ)~	100段率」は「5万円控除」に読み替える。また、(こ)~(あ)については、ディーゼルハイブリッド車のみを対象とする。)また、「中古車移倒」において、上記12(に)~(ち)、(か)~
(そ) のうち、JC08モード燃費値を算定していない自動車について、「32年度燃費基準+40%達成」は「22年度燃費基準+110%達成」	(そ)のうち、JCの8モード燃費値を算定していない自動車について、「32年度燃費基準+40%造成」は「22年度燃費基準+10%造成」は「22年度燃費基準+50%造成」は「22年度燃費基準+20%造成」は「22年度燃費基準+20%造成」は「22年度燃費基準+20%造成」は「22年度燃費基準+20%造成」は「22年度燃費基準
65%達成」(こ、「32年度燃費基準達成」は「22年度燃費基準+50%達成」に、「27年度燃費基準+25%達成」は「22年度燃費基準+5%;	65%造成] に、「32年度燃費基準造成」は「22年度燃費基準+59%造成」に、「27年度燃費基準+25%達成」は「22年度燃費基準+25%達成」は「22年度燃費基準+50%造成」に、「27年度燃費基準+15%達成」は「22年度燃費基準+15%達成」は「22年度燃費基準+15%達成」は「22年度燃費基準+15%達成」は「22年度燃費基準+15%達成」は「22年度燃費基準+15%達成」は「22年度燃費基準+15%達成」は「22年度燃費基準+15%達成」は「22年度燃費基準+15%達成」は「22年度燃費基準+15%達成」は「22年度燃費基準+15%達成」は「22年度燃費基準+15%達成」は「22年度燃費基準+15%達成」は「22年度燃費基準+15%達成」は「22年度燃費基準+15%達成」は「22年度燃費基準+15%達成」は「22年度燃費基準+15%達成」は「22年度燃費基準+25%達成」は「25年度燃費基準+25%達成」は「25年度燃費基準+25%達成」は「25年度燃費基準+25%達成」は「25年度燃費基準+25%達成」は「25年度燃費基準+25%達成」は「25年度燃費基準
基準+38%達成」に、「27年度燃費基準+5%達成」は「22年度燃費基準+32%達成」に読み替えるものとする。	

「エコカー減税」又は「中古車特例」の適用を受けようとする場合で、12の(に)~(あ)のいずれかに該当する場合は「懲費」の欄に燃費値を記入すること。また、貨物自動車の場合には、「変速装置」の欄について該当する項目を○で囲むこと 「構造」の欄については、貨物自動車のうち軽自動車については「A」又は「B」を、車両総重性Lで超3.5t以下の貨物自動車については「A」、「B1」又は「B2」のいずれか談当する項目を選択すること。「A」は次の要件のいずれにも該当する場合をいい、「A」以外の場合を「B」、「B」のうち(ろ)に掲げる

(い)最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。

要件に該当する場合を「B1」、「B」のうち「B1」以外のものを「B2」という。

(ろ) 乗車装置及び物品組載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること

(は) 運転室の前方に原動機を有するものであること

けようとする一方にのみ記入すること。)なお、「トラック」はけん引車及び被けん引車を除いたもの、「パス等」は車ら人の運送の用に供する自動車で乗車定員10人以上のもの(立席を有するものを除く。)のことをいう

 (\mathbb{T}) J (い) ノンステップバス (1,000万円控除) ……1 (な) ASV(衝突被害軽減プレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両)(5 t超12t以下バス等)(525万円控除) (れ) ASV(車線逸脱警報装置搭載車両)(12t超バス等)(175万円控除)… (よ) ASV (車線逸脱警報装置搭載車両) (お) ASV (車線逸脱警報装置搭載車両) (8t超20t以下トラック) (175万円控除 (H30.10.31まで)) ……F (る) ASV (車両安定性制御装置搭載車両) (5t超12t以下バス等) (350万円控除)… (り) ASV (車両安定性制御装置搭載車両) (3.5t超8t以下トラック) (350万円控除) (と) ASV(衝突被害軽減プレーキ搭載車両)(5t以下バス等)(350万円控除)… (ほ) ASV(衝突被害軽減プレーキ搭載車両) (3.5t 超8t以下トラック) (350万円控除) ASV(衝突被害軽減プレーキ及び車線逸脱警報装置搭載車両)(8 t超20t以下トラック)(525万円控除(H30.10.31まで))… ASV(衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両)(8 t超20t以下トラック)(525万円控除(H30.10.31まで))… (5t以下バス等) (175万円控除) … (ろ) リフト付きバス(乗車定員30人以上) (650万円控除) …… 2 ż ·K (た)ASV(車線逸脱警報装置搭載車両)(5t超12t以下バス等)(175万円控除) · 5 (〜)ASV(衝突嵌害軽減プレーキ搭載車両)(8t超20t以下トラック)(350万円控除(H30.10.31まで))… (そ)ASV(衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両)(3.5t超8t以下トラック)(525万円控除)……N (を) ASV (車線逸脱警報装置搭載車両) (3.5t超8t以下トラック) (175万円控除) (ぬ) ASV(車両安定性制御装置搭載車両)(8 t超20t以下トラック)(350万円控除(H30.10.31まで))… (ち) ASV (衝突被害軽減プレーキ搭載車両) (5t超12t以下バス等) (カ·) ASV (車線逸脱警報装置搭載車両) (は)リフト付きバス(乗車定員30人未満)(200万円控除)…… 3 (20t超22t以下トラック) (175万円控除) ·- P (ね)A S V(衝突被害軽減プレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両)(20t超22t以下トラック)(350万円控除(H30.10.31まで)) (う) ASV (衝突被害軽減プレーキ及び車線逸脱警報装置搭載車両) (5t以下パス等) (525万円控除) (ら) ASV (衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置搭載車両) (3.5t超8t以下トラック) (525万円控除) (350万円控除) (に) ユニバーサルデザインタクシー(100万円搭除) …… 4

3 (こ) ASV(衝突被害軽減プレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両)(5t超12t以下バス等)(525万円控除) (け) ASV (衝突被害軽減プレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (や)ASV(衝突被害軽減プレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両)(3.5t超8t以下トラック)(525万円控除)… (お)ASV(車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両)(8t超20t以下トラック)(525万円控除(H30.10.31まで))… ASV(衝突被害軽減プレーキ及び車線逸脱警報装置搭載車両)(5t超12t以下バス等)(525万円控除) (8 t超20t以下トラック) (350万円控除 (H30,11,1以降)) ……サ (く)ASV(車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両)(5t超12t以下バス等) (ふ) ASV (衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (20t超22t以下トラック) (ま)ASV(衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両)(8t超20t以下トラック) (の) ASV (車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (3.5t超8t以下トラック) (525万円控除) (525万円控除) (350万円控除 (H30.10.31まで)) ……シ (525万円控除 (H30.10.31まで)) ……

「現実の取得価額」の欄には、法第118条第2項第1号に規定する無償による取得又は譲渡者が親族等である場合の取得、その他特別の事情による取得である等、取得価額が通常の取引価額と異なる場合に記入すること

「取得価額」の欄には、法第118条に規定する取得価額を記入すること。

「取得価額」の欄の「付加物の内訳」には、自動車に付加して一体となっているステレオ、アルミホイール等、具体的な付加物の名称とその金額を記入すること

19 18 「グリーン化特例」の欄には、平成29年度に新車新規登録された自動車については、4から6までのうち該当する項目の番号を記入すること。

「★★★★」は平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車のことを、 「PHV」はプラグインハイブリッド自動車のことを、「CD乗用車」はクリーンディーゼル乗用車のことをいう。

元壳業者指定申請書

	/ - 受付印 —															
	T ZNH F	平総	成務	年大	月 臣	日殿	※ 処事	理項								
	法人	番号	<u>1</u> .		 		 					 		 	 	
申請	氏名又は	名利	Í,	'	1	,	•	'	,	,		1	1	•	1	
者	住所又は戸		<u>b</u>								(電	話)
	法第 144 条 6 第 1 項の区分			第1	号該当	ら ・ 第 2	号該	当·	第	3 号詞	該当					
				関す	る法律	香の確保等 津第26条第 0年月日						年	J.	J	日	
	第1号該当	の場合		前 3	年の軸	圣油の平均	年間	製造	量					キロ	リリッ	トル
前 年 の 軽 油 の 製 造 量 石油の備蓄の確保等に 関する法律第16条の登 録の年月日 第2号該当の場合														キロ	リリッ	トル
	第2号該当	の場合	ì	関す	る法律	津第16条の						年	J.	j	日	
第2号該当の場合 石油の備蓄の確保等に 関する法律第16条の登 録の年月日 年 月 日 前3年の軽油の平均年間輸入量 キロリット															トル	
第2号該当の場合 関する法律第16条の登 年月日 前3年の軽油の平均年間輸入量 キロリットの 第3号該当の場合 キロリットの															トル	
第2号該当の場合 録の年月日 前3年の軽油の平均年間輸入量 キロリット 第3号該当の場合 キロリット																
	法第 144 条の) 7 第 2	2項	の規定	による	う取消しを (あると										
2	法第 144 条の 合に、その取 法人の役員で	パ消しの あっ7	の原 た者	因とな に該当	った事 するこ	事実があっ	た日 (有	以前 ・無)	1 年	以内(こ当該	{				
3	国税又は地方	税の済	帯納	処分を	受けた	こことの有 (あるとき				子の年	月日)					
4	国税若しくは れ、又は国税 する場合を含 の有無(有・ (あるときは 履行の年月日	通則 む。) 無) 、刑 <i>別</i>	法、 若し	関税法 くは地	: (とん 方税法	レ税法及び 法の規定に	特別 より	とん [®] 通告 [®]	说法 処分	におい を受り	ハて準 ナたこ	i用 .と				
法	人の役員につ (ある	ときり	ţ,	該当す	る事項)いずれか 頁(①・② 分等の年月	• ③	• (4)	`				無)			
	上記のとお 申請します。	り地プ	方税	法第 14	14 条の	7 第 1 項	の規	定に、	よる	元売	業者の	指定で	を受け	たいの	で、	
備	考															_

仮特約業者指定申請書

	/															
	受付印	` / 平成	年	月	日		*									
	``		· 知	事	殿		処事	理項								
		· 号 又 は 番 号			 		1			 	1	1 1 1		 	1 1 1	1
申請		は名称				ı				1			1		1	(II)
者	住所又は	は所在地									(電	話)
受し	続的に軽油 ける販売契 ている元売 又は名称	2約を締結														
破	産手続開始	の決定を受り	ナて復札	を得	ない者	作に該当	当する	るこ	との	有無	(有・	無)				
1	①法第 144 条の 8 第 3 項の規定による取消しを受けたことの有無 (有・無) (あるときは、取消しの年月日)															
	(あるときは、取消しの年月日)															
	②法第 144 条の 9 第 3 項、第 5 項本文又は第 6 項後段の規定による 取消しを受けたことの有無(有・無)															
	9 第 3 項、 た者が法 <i>人</i>	第5項本文 へである場合 に当該法人	若しく ≩に、²	は第 その取 であっ	6 項後 【消し った者	段の の原因 に該当	見定 <i>に</i> とな する	こよ よっ るこ	る耶 た事 との	双消し f実が 有無	を受け あった (有・	t E 無)				
4	国税又は地	方税の滞納	処分を	受けた						<u>.</u> 分の ⁴	年月日)				
	れ、又は国 用する場合 ことの有無	は、刑及ひ	関税法	ま(と t地方	の規定 ん税法 税法の	Eによ E及び ⁴ D規定	り罰によ	金 と と り ほ	人上の が税を 通告を	の刑に 去にお 処分を	処せらいて注 で受ける					
法	人の役員に	ついて、① (あるとき) その	_	当する	事項	(1)·	2 •	3 •	4	• (5),	•		(
Ħ	上記のとお	おり地方税法	去第 14 ⁴	4条の	8 第 1	1 項の	規定	によ	こるか	反特約	業者の	の指定	を受け	けたいの	ので、	
備	考															

特約業者指定申請書

,																	
,	受付印	平成	年	—— 月	——— 日		*										
	``	• // -	知	事	殿		処事	Į Į	- 1								
	個人釆早刀	 .は法人番号	ΛII		灰		 	- <u>J</u>	₹	İ	-	i				İ	i
申		は名称				!	-			1		- !				1	
請	八 石 入	は 石 你															——————————————————————————————————————
者	住所又は	は所在地										(電話	舌)
仮物	寺約業者の指	定の年月日		年	月	日		指定	定に	係る	道府	県知	事				知事
販	続的に軽油 売契約を締 者の氏名又	の供給を受 結している は名称	:ける 元売										'				
当	該元売業者	の保証の有	無(有	· 無)	ı												
石;	油の備蓄の	手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当することの有無(有・無)															
前	年の軽油	(あるときは、届出年月日) 三の軽油の販売量 三手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当することの有無(有・無)														ロリッ	トル
破	産手続開始の	の軽油の販売量 三続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当することの有無(有・無) 第 144 条の8第3項の規定による取消しを受けたことの有無(有・無)															
1):	医手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当することの有無(有・無) 法第 144 条の 8 第 3 項の規定による取消しを受けたことの有無(有・無) (あるときは、取消しの年月日) 上第 144 条の 9 第 3 項、第 5 項本文又は第 6 項後段の規定による																
		第 144 条の 8 第 3 項の規定による取消しを受けたことの有無 (有・無) (あるときは、取消しの年月日)															
(3)	<u></u> 注	:の8第3項	の担定	12 F		·											
	9 第 3 項、 た者が法人	第5項本文 である場合 当該法人の	若しく に、そ 役員で	は第 の取れ あっフ	6 項後 肖しの た者に	段の規 原因。 該当っ	規定なる	によった こと	、る! :事: :の?	収消し 実があ 有無	_ン を引 うった (有・	受け た日 ・無)					
		<u> </u>	るとき							-)年月	月日)					
(4)	国税乂は地	方税の滞納	処分を	受けた		の有無ると	,		••••)年月]日)					
;	れ、又は <u>国</u> 用する場合 ことの有無	は地方税に 税通則法、 を含む。) <u>若</u> (有・無) は、刑及び	関税法しくは	: (と :地方	ん税法 <u>税法</u> σ	長及び)規定	特別によ]と/ :り <u>i</u>	ん税 <u>通告</u>	法に <u>処分</u>	おい を受	て準けた					
	履行の年月	日)											-				
法	人の役員に	ついて、① (あるときに その		する	事項	(1)	2.	3	• 4	• (5)) 、		有・無	₩)			
	 上記のとお I請します。	り地方税法領											<u></u> -	たいの	で、		
備																	

給
与
支
払
報
告
書
$\overline{}$
個
人
別
明
細
書
$\overline{}$

 \bigcirc

*															;	※種	別				*	整理	. 番 号				*					
			*E															(受給	者番.	라)											
			***	.03														-		番号)		Т						П			П	
支		住																(役職	名)												
を受る。		所																L		(フリ	#4-)										
	ъ																		氏名	()												
	稚	i		50	ı		支	. f.	3 金	額		Т	給	点 祈	得	拖除	後の			pi pi	斤得	控除	の額	カ合i	計額	T		源	泉省	VII V	税額	i
	12	_		~		P		T .	f			円		7 //			£		円	- //			f		71 401	円卢	j.		21(19	7	-	Н
			1 象	记偶者	š ē	己偶者	É (特別)			控					競験			ζ			16歳ま 扶養業						の 数 :く。			居住者である
Ø	有象	乗 等	_	老人	Ħ	生 饼		カ ‡		ŧ	寺 :	Ē		JL 11	老	£ .	人			その	_		の数	t			別		- 2	その他	±e	族の数
有		従	有				Ŧ		円		人	従	٨	内			人们	É人)	î	赵		人		内		-			7	人
																_								4							\perp	
内		社会		料等 F	の金額		円		生	命保	食料の	の控	余額		F	9		地	震保	険料(の控	余額		円		住年	芒借.		等特別	別控制	徐の額	円

(摘:	要)			-																i									-			
生命採		新:		験料			円		命保険料	4			円			療保				円		人年				円		個人				Ħ
額の	均數	æ	の金額						D金額 始年月	+		年	-) 険利		金額	在金	借入金	金金	+	保険	料の金	企額	住宅信	= 1.A	筮	保	険料の	り金額	1		円
生宅信 等特別	可控隊	## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	挂除	直用歌			円	(1	(日日)			年		月		В	控除	区分((10 6	1)			4	末残高	(1 🛭	1月)						円
の額の	内的		を借入 「控除す	金等可能額			н		開始年月1 2回目)			*	***************************************	л			生生	借入金					4	住宅信息未務書								
		(フリ:									区分									円	=-	- ^ "	784			円		-=				Ħ
源泉 · 控除的 控除的 配偶	付条	氏		-	***************************************			-			23				(偶名					'		年金(∃長期 険料⊄	切金額	1		
	Т	個人:		***************************************	www				_	1	lo.				Г	(プリ	ガナ)										Н					快费舰族
	1	氏	名								分分				1	Æ	名									分分			<i>ග</i> ∰	人香号	,	
		個人	番号	-	***************************************										L	個人	番号															
控		(フリ: 氏									区分			6			ガナ) 名	ļ								区						
除対	2	個人			anawwena a									傲未	2		番号								Τ	1	+		+			
象扶	H	(フリ:									区			満の	H		ガナ)									🗵	Ť		\dashv			
養親的	3	氐	名	,							分			扶養	3	Æ	名									分				目以降()個人香		8の挟兼親
族		個人		***************************************	***************************************									親 族			番号															
		(フリ: 氏									区分						ガナ) :名									区						
	4	個人		-	***************************************										4		番号												-			
未	Т	外	死	災	z	本ノ	が障	害者	惠	婦	T	寡	Т	勤	_			i st	- 很	188						受給	去	生在	E FI	В		
成年		五	亡退	害		#	Ê	その	_	特	÷			労		Т			Т		Τ			Ι	Т		Т		1			
者	1	人	職	者	橌	另	J	他	般	別.	ı	夫	1	生	恕	徹	退職	年	1	月		B	明	, t		昭		平	#	-	月	B
	\dagger		番号													(:	白詰で	記載し	てく	ださい	.)			1					•			
支	\mid		八番		\vdash		-						AMMANA																			
払者			すい店房																													
13		氏名	又は4	28称													_					(1	(話)	_								

第17号様式別表記載要領

- 「支払を受ける者」の項の「個人番号」の欄には、給与等の支払を受ける者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)を記載してください。「支払金額」の項の「内」の欄には、その年中に支払の確定した給与等(所得税法施行令第311条に規定する給与等を含む。)の金額のうち、支払報告書を作成する日においてまだ支払つていないものについて、内書してください。「控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)」の項の「老人」の欄の「内」の欄には、同居老親等に該当する老人扶養親族の数を内書してください。

- てください。
 「16歳未満の扶養親族の数」の項には、16歳未満(平成 年1月2日以降に生まれた者)の扶養親族の数を記載してください。「障害者の数(本人を除く。)」の項の「特別」欄の「内」の欄には、同居特別障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族の数を内書してください。また、障害者、特別障害者とは同居特別障害者が同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)に該当する場合は、「摘要」欄に当該同一生計配偶者の氏名及びその者が同一生計配偶者である旨を記載してください。(例「氏名(同配)」)「非居住者である親族の数」の項には、控除対象配偶者、源泉控除対象配偶者、所得税法施行規則第93条第1項第6号(1)(i)に規定する特別控除対象配偶者(以下「特別控除対象配偶者」という。)、控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族のうちに、国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国外扶養親族がいる場合には、その数を記載してください。「社会保険料等の金額」の項の「内」の欄には、小規模企業共済等掛金の額に係る控除の額を内書し、「社会保険料等の金額」の項の「内」の欄には、小規模企業共済等掛金の額に係る控除の額を内書し、「社会保険料等の金額」の項の金額のうちに所得税法第196条第2項に規定する社会保険料の金額(以下7において「国民年金保険料等の金額」という。)が含まれている場合には、「国民年金保険料等の金額」の欄に国民年金保険料等の金額を記載してください。大会保険料等の金額」の欄に国民年金保険料等の金額を記載してください。大会の金額に対して表記を記載してください。大会の前には括弧書きの数字を付し、「5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の任名を記載してください。氏名の前には括弧書きの数字を付し、「5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の16歳未満の表記を記載してください。(例「(1)氏名)また、16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に(年少)と記載し、5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族がまた。16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に(年少)と記載し、5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が 5

- 接養親族の個人番号」の欄に記載する個人番号との対応関係が分かるようにしてください。(例「(1)氏名」) また、16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に(年少)と記載し、5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が 国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国外扶養親族である場合にはその旨を記載してください。
- 和税特別措置法第41条の2の2第1項の規定(以下9において「特例規定」という。)の適用がある場合には、「住字借入金等特別 控除の額の内訳」の欄にはそれぞれ次により記載してください。
 - 租税特別措置法第41条の2の2第1項に規定する申告書に記載された金額(以下(イ)において「住宅借入金等特別控除可能額」という。)が、その年分の所得税法第190条第2号に掲げる税額を超える場合には、住宅借入金等特別控除可能額を記載して
 - 給与等の支払を受ける者が特例規定の適用を受けた者である場合((ハ)に規定する場合に該当する場合を除く。)には、特例 規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日(当該年月日が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する 法律第13条の2第1項の規定による租税特別措置法第41条の規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日であるときは、その 適用を受けた旨及び当該年月日)及びその者の住宅の取得等(同条第1項に規定する住宅の取得等、同条第10項に規定する認定住宅の新築等又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する住宅の増改築等をいう。(ハ)において同じ。)が特定取得(同法第41条第5項又は第41条の3の2第18項に規定する特定取得をいう。(ハ)において同じ。)に該当する場合には、そ の旨を記載してください。
 - の目を記載していたさい。 給与等の支払を受ける者が二以上の居住年(租税特別措置法第41条第1項、第6項若しくは第10項又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する居住年をそれぞれ一の年とする場合におけるこれらの居住年をいう。以下(ハ)において同じ。)に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額(同法第41条第1項に規定する住宅借入金等の金額、同条第6項に規定する特例住宅借入金等の金額、同条第10項に規定する認定住宅借入金等の金額又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項 特別に七間人金等の金額、同味第10項に規定する認定住七間人金等の金額をは同じます。 に規定する増改築等住宅借入金等の金額をいう。以下(ハ)において同じ。)について特例規定の適用を受けた者である場合には、 当該住宅借入金等の金額につき異なる居住年ごとに区分し、当該区分をした居住年ごとの特例規定の適用を受けた旨(同条第1項 又は第5項の規定により特例規定の適用を受けた場合には、その旨)、特例規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日及び 当該任宅借入金等の金額の合計額並びに当該住宅の取得等が特定取得に該当する場合には、その旨を記載してください。
 - 品にはいる。 お与等の支払を受ける者が租税特別措置法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項の規定により特例規定の適用を受けた者である場合((ハ)に規定する場合に該当する場合を除く。)には、その旨を記載してください。
- 「新生命保険料の金額」、「旧生命保険料の金額」、「介護医療保険料の金額」、「新個人年金保険料の金額」及び「旧個人年金保険料の金額」の欄には、その年中に支払つた「生命保険料の控除額」の欄の金額に係る新生命保険料の金額、旧生命保険料の金額、介護医療保険料の金額、新個人年金保険料の金額又は旧個人年金保険料の金額をそれぞれ記載してください。
 「旧長期損害保険料の金額」の欄には、地方税法等の一部を改正する法律(平成18年法律第7号)附則第5条第5項及び同法附則第11条第5項に規定する長期損害保険契約等に該当する控除の額がある場合におけるその年中に支払つた当該長期損害保険契約等に係る当該各項に規定する旧長期損害保険契約等に該当する控除の額がある場合におけるその年中に支払つた当該長期損害保険契約等に係る当該
- 各項に成足する旧技物損害体険件の金額を配載してくたさい。 「(源泉・特別)控除対象配偶者」、「控除対象扶養親族」及び「16歳未満の扶養親族」の欄の「個人番号」の欄には、それぞれ控除対象配偶者、源泉控除対象配偶者若しくは特別控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族(以下12において「控除対象配偶者等」という。)の個人番号を記載してください。また、控除対象配偶者等が国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国外共養親族である場合には、その旨を記載してください。なお、控除対象配偶者等の「氏名」の欄の「フリガナ」の欄は、不 明の場合は空欄としてください。
- 「配偶者の合計所得」の欄には、所得税法第190条第2号ニに規定する配偶者の合計所得金額又はその見積額(当該給与等が同条の規定 の適用を受けていないものである場合には、同法第194条第1項の規定による申告書に記載された源泉控除対象配偶者の合計所得金額の見 積額)を記載してください。
- 「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」の欄には、5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号を記載してください。個人番号の前には「摘要」の欄において氏名等の前に記載した括弧書きの数字を付し、氏名等との対応関係が分かるようにしてください。(例 (1) 個人番号」)
- (2) 個人番号」)
- 、2.1 回入電子9.7。 「未成年者」の欄には、給与の支払を受ける者が平成 年1月3日以降に生まれた者であるときに、○印を付けてください。 「寡婦」の欄の「特別」の欄には、平成 年12月31日現在において給与の支払を受ける者が法第292条第1項第11号に規定する寡婦のう
- ち同号イに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下であるものであるときに、○印を付けてく

10	Γ	明	大	昭	平
10					

の欄には、該当欄に○印を付けてください。

「支払者」の項の「個人番号又は法人番号」の欄には、給与支払者の個人番号又は法人番号(番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。 ※印の欄には、記載しないでください。

第十七号の二様式別表
ᆫ
号
の
_
棟
式
別
表
_
用
紙
日
本工
717
未坦
規
工業規格
A 6
6
$\overline{}$

弗
+
条
関
第十条関係

※ 敕理釆早

>%

		-23	(н) –	<u> </u>	77/	× 1111-	rk 山		コノヘカリウ、	I /PF	4 😝 /									Z•\ 1=		_		E-C-L-HI	-	*				
		*:	玄 分																	個人	【番号									
+11.5-	ساء ساء د		住	所															•											
支払を受け	ける者		(フリ>	ザナ)										1		Т	F)	月~	台	Π	大	Œ.		昭	和			平	成	
			氏	名											生年 月日						年				月					Ħ
		区	分						支		払	3	全	-	額	_			源		 泉		徴	1	L 区	移	Ĺ	匌	į	
所得和	兑法第	203条	:の3第	91号道	適用タ	रे							千				円								千					円
所得和	兑法第	203条	:の3第	52号道	窗用タ	}				T																				
所得和	兑法第	203条	:の3第	53号道	適用タ	}																								
所得和	兑法第	203条	:の3第	34号道	適用タ	}																								
本						人	源法	泉控除対象	記偶者の有無等	Ĺ	控除	计象技	夫養親	族σ	数	T	16歳オ 満のお			障	害者の	数			住者					
特 別 障害者	その 障害			5別 系婦		寡婦 寡夫		一般	老人		特定	老	大		その他		養親が	Æ	朱	护別		その	他		ある の数	社	:会(呆険料	斗の客	頁
											人		人			\		人	内		人		人		人			Ŧ		円
			源泉扫	智除対	象配	偶者			l	l		<u> </u>	控除	対象	扶養親加	矣				İ			16歳	表未満の	の扶養	親族				
(フリガナ)							区分	配偶者	皆の合計所得		(フリガナ)								区分	П	(フリガナ)								区	分
氏名									PI	1	氏名									1	氏名									
個人番号								38万 以下			個人番号										個人番号									
(摘要)									•		(フリガナ)								区分	П	(フリガナ)									分
										2	氏名									2	氏名									
											個人番号									1 [個人番号									
				法	人:	番 号	. [-					Τ	ľ	T	_						_	_	_	_	_	_	
支担	<u>ا</u> ک	¥		所	在	地																								
			-	名		称																話								
						.,															一番	:号								

第17号の2様式別表記載要領

1 「住所」の欄には、支払報告書を提出する日の現況による住所を記載すること

小的在今举去t/ 起生妻(個人則明細妻)

- 2 「支払を受ける者」の項の「個人番号」の欄には、公的年金等の支払を受ける者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第2条第5項に規定する個人番号をいう。12において同じ。)を記載すること。
- 3 「生年月日」の欄には、該当する年号を○で囲み、その年月日を記載すること。 4 「支払金額」の項には、その年中に支払の確定した公的年金等の金額を記載し、支払報告書を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書す ること。また、所得税法第203条の4第2号又は第3号に規定する退職年金については、同号の規定により公的年金等の支払を受けたものとみなされる額に相当する金額 を記載すること
- 5 「本人」の項には、公的年金等の支払を受ける者が特別障害者若しくはその他の障害者、法第34条第3項及び第314条の2第3項に規定する寡婦控除額の控除の対象 3 「本人」の項には、この中語等の文化を支げる有が特別雇告有有に入ばていた。 となる寡婦若しくはその他の寡婦又は寡夫に該当する場合には、その該当する欄に★印を記載すること。 6 「源泉控除対象配偶者の有無等」の項には、所得税法第203条の5第1項の規定による申告書に記載されたところに応じ、その該当する欄に★印を記載すること。 7 「控除対象扶養親族の数」の項には、所得税法第203条の5第1項の規定による申告書に記載されたところに応じ、それぞれ次のように記載すること。

- (イ)「特定」の欄には、特定扶養親族の数を記載すること。 (ロ)「老人」の欄には、老人扶養親族の数を記載すること。
- (ハ) 「その他」の欄には、特定扶養親族又は老人扶養親族以外の控除対象扶養親族の数を記載すること。 8 「16歳未満の扶養親族の数」の項には、16歳未満(平成 年1月2日以降に生まれた者)の扶養親族の数を記載すること。
- 9 「障害者の数」の項には、所得税法第203条の5第1項の規定による申告書に記載されたところに応じ、それぞれ次のように記載すること
- 「特別」の欄には、同一生計配偶者又は扶養親族である特別障害者の数を記載し、当該特別障害者のうちに法第34条第4項及び第314条の2第4項に規定する同 居特別障害者があるときは、当該同居特別障害者の数を内書するこ
- (ロ) 「その他」の欄には、特別障害者以外の障害者である同一生計配偶者又は扶養親族の数を記載すること。 10 「非居住者である親族の数」の項には、源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族のうちに、国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国外扶養親族がいる場合には、その数を記載すること。
- 11 「社会保険料の額」の項には、所得税法第203条の4第1号の規定により公的年金等から控除される同号に規定する社会保険料の金額を記載すること
- 12 「源泉控除対象配偶者」、「控除対象扶養親族」及び「16歳未満の扶養親族」の項の「個人番号」の欄には、それぞれ源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は16 歳未満の扶養親族(以下12において「源泉控除対象配偶者等」という。)の個人番号を記載すること。また、源泉控除対象配偶者等が国外に居住する非居住者又は国 内に住所を有しない控除対象外国外扶養親族である場合には、その旨を記載すること。なお、源泉控除対象配偶者等の「氏名」の欄の「フリガナ」が不明の場合は空欄と
- 13 「配偶者の合計所得」の項には、所得税法第203条の5第1項の規定による申告書に記載された源泉控除対象配偶者の合計所得金額の見積額が38万円を超える場合
- 13 「配同者の日前所有」の場合は、所存代伝統の3米の3所では、20年日音に由戦と4人の赤柱が別家配画者の1日前所有金額の光積額が30万円を超える場合 には当該申告書に記載された額を記載し、38万円以下である場合には「38万円以下」の項に★申印を記載すること。 14 摘要の欄には、3人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名及び個人番号を記載すること。また、16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の 後に(年少)と記載し、3人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国外扶養親族であ る場合にはその旨を記載すること
- 15 「支払者」の項の「法人番号」の欄には、公的年金等支払者の法人番号(番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
- 16 ※の欄には、記載しないこと。

道府県たばこ税の手持品課税納税申告書

収受印	*	申告者の種別	卸 • 小	整理番号 ※	都
平成 年 月 日	営業所又は貯蔵場所の 所 在 地 及 び 名 称	(〒 -) (2	- -	
	住所又は居所	(〒 −	店舗名) (否	<u>- – </u>	
	申 氏名又は名称	(フリガナ)			
知事殿	告及び代表者氏名				■ 用
	個人番号又は 者 法 人 番 号	↓	記載に当たっては、	左端を空欄とし、ここが	ら記載してください。 () () () () () () () () () (
	同上代理人				
下記のとおり、平		在における、		税の手持品調	- 号 - 景 - 長 - よ
書(期限後申告書製造たばこの区分所	焼 重 県 所持す	つる 地方税の課	税対象数量		
紙巻たばこ	T 単 単 製造たばこ ⑥	.の数量 (卸売販売 本 ★ ⑥	業者等用)		
葉巻たばこ	g ⑦ (①×1)	本 🖈 ⑦			
来をたなこ パイプたばこ ^②	g 8 (2×1)	本 ★ ⑧	本		
ハイノたはこ 刻 み た ば こ ^③	g (3×0. §	5) 本 ★ ⑨	本		
別 み た は こ 加熱式たばこ .	100	本 ★ ⑩	本		
かみ用のたばこ	g (1) (4)×0. §	5) 本 ★ ⑪	本		
かぎ用のたばこ ^⑤	g 12 (5×0. §	5) 本 ★ ⑫			
	()~(2)の合計)		//		
所持する製造たば この数量の合計	本				
	課税標準となる	1 1 太当	たりの		
区 分 (1)((1)	製造たばこの本数	女 税	率 9/9	税額 (1円未)×0.07)	·満切捨) ————————————————————————————————————
道府県税	<i>y)</i>	本 0.	07		1.7
		額の合計額	修正申告	の場合の納り	付すべき税額
区		円単位で記入)	修正申告前 円 36	丁の確定額 (1	円単位で記入))又は第一第) 円
道府県	税				
税理士法第30条の書		成税理士署名・押6	1		
税理士法第33条の2の	1 16.0		(1)	電話番号 -	-)
出張販売		地)	名	称
販売機等	,		,		
の所在地 (〒 - 及び名称) (8 –	-)		
		都道府県整理	 欄		
修正申告の場合の当初	1 千700	年 月 月	確認 ※	納	期限
通 信 日	付 印 ※ 平成	年 月 日	7年3万 ※	平成	年 月 日
番号確認	元確認 🗌 🗒 📗	確認書類 個人番号カード/通 その他(知カード・運転免討	午証) ※	

別記第1号様式記載要領

² 小売販売業者は、★印の欄は記載しないでください。

コの申告書は、地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号。以下「平成30年改正法」という。)附則第10条第3項の規定による申告予はこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。 による申告又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関 1

する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載し、法人の場合には法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を

おおけること。 1 卸売販売業者等は、以下の点に留意すること。

に放光来4年は、以下の点に留よりること。 平成30年改正法附則第10条第2項の規定により道府県たばこ税の課税対象となる製造たばこの数量については、「地方税の課税 対象数量(卸売販売業者等用)」の欄の「★⑥」欄から「★⑫」欄に記載すること。 「課税標準となる製造たばこの本数」欄の記載に際しては、「⑪」欄には、「地方税の課税対象数量(卸売販売業者等用)」欄 の「★⑥」欄から「★⑫」欄までの数量を合計した本数を記載すること。 (1)

⁽²⁾

市

区

町

村

提

Ш

用

第

号

様 式

市	町	村	た	ば	こ	税	の	手	持	品	課	税	納	税	申	告	書
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

収受印	*	申告者の種別	卸 • 月	整理番号	*				
	営業所又は貯蔵場所の 所 在 地 及 び 名 称	(〒 −)(君 店籍		—))				
	住所又は居所	(〒 −) (A	_)				
	申 氏名又は名称 及び代表者氏名	(フリガナ)							
市区町村長属	個人釆号マけ	→ 個人番号の	記載に当たっては	は、左端を空欄とし、 	、ここから記載してください。				
	同上代理人								
下記のとおり、平 書(期限後申告書	ズ成 年 月 日明 ・修正申告書)			ご税の手持	品課税納税申告				
	持 重 量 所持す 製造たばこ	る 地方税の課	税対象数量						
紙巻たばこ	6	本 ★ ⑥	本		/				
葉巻たばこ	g ⑦(①×1)	本 🛨 ⑦	本		/				
パイプたばこ	g 8 (2×1)	本 ★ ⑧	本						
刻 み た ば こ ^③	g (3×0.	5) 本 ★ ⑨	本		/				
加熱式たばこ	10	本 ★ ⑩	本						
かみ用のたばこ	g (11) (4)×0.	5) 本★⑪	本						
かぎ用のたばこ ^⑤	g 12 (5×0.	5) 本 ★ ⑫	*						
13 (⑥~②の合計) 所持する製造たば この数量の合計									
区分	課税標準となる 製造たばこの本数		たりの 率	税額 (1	円未満切捨)				
市町村税	(M)	本 0.	43	(③)×0.43)	円				
区		 額の合計額 円単位で記入)		告の場合の 5前の確定額	納付すべき税額 (1円単位で記入)				
市町村	税 ③(3)		円[37)	ш	39(35又は35一37) 円				
税理士法第30条の書		成税理士署名・押印							
税理士法第33条の2			F	(電話番号)				
出張販売	<u>新在</u> -) (8 –	地 —)	名					
	-) (8 –	=)						
市区町村整理欄									
修正申告の場合の当初	1 十八	年 月 日			納期限				
通信日	付 印 [※] 平成	年 月 E確認書類	→ 確認 ※	<u> </u>	平成 年 月 日				
番号確認 身	元確認	個人番号カード/通 その他(知カード・運転						

⁽注) 1 ※欄には記入しないでください。

² 小売販売業者は、★印の欄は記載しないでください。

別記第2号様式記載要領

日記別2 万禄八記戦要頃 この申告書は、地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号。以下「平成30年改正法」という。)附則第23条第3項の規定 による申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関 する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載し、法人の場合には法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を

記載すること。 「⑩」欄には、所持する加熱式たばこについて、地方税法第467条第3項に規定する方法により計算した紙巻たばこの本数の合計数を 3

卸売販売業者等は、以下の点に留意すること

ご販売乗名等は、以下の点に留息すること。 平成30年改正法附則第23条第2項の規定により道府県たばこ税の課税対象となる製造たばこの数量については、「地方税の課税 対象数量(卸売販売業者等用)」の欄の「★⑥」欄から「★⑫」欄に記載すること。 「課税標準となる製造たばこの本数」欄の記載に際しては、「⑪」欄には、「地方税の課税対象数量(卸売販売業者等用)」欄 の「★⑥」欄から「★⑫」欄までの数量を合計した本数を記載すること。

⁽²⁾